

(2) 乗合バスが道路を横断中の歩行者を撥ねた事故

2月25日(土)午後7時25分頃、愛知県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客5名を乗せて運行中、道路を横断中の歩行者(男性、75歳)を撥ねた。

この事故により、当該歩行者が死亡した。当該バスの乗客及び運転者に負傷はなし。

事故現場は、付近に街灯のない片側一車線の直線道路で、横断歩道はなかった。

なお、当該歩行者は黒っぽい服装だった模様。

(3) 乗合バスが対向してきた乗用車と衝突した事故

2月27日(月)午後5時20分頃、愛知県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客5名を乗せて運行中、対向から走行してきた乗用車と衝突した。

この事故により、当該乗用車の運転者(男性、71歳)が死亡した。当該バスの乗客及び運転者に負傷はなし。

事故当時、当該乗用車は、センターラインを越えて走行してきた模様。

(4) 乗合バスが路面電車と接触した事故

2月29日(水)午前7時40分頃、広島県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客28名を乗せて運行中、交差点を通過直後に渋滞のため停車していたところ、当該バスの左側後方から当該交差点に進入してきた3両編成の路面電車(約80名)と接触した。

この事故による負傷者はなし。

事故当時、路面電車は、当該バスの進行方向と交わる軌道から、当該交差点を左折して、当該バスと同方向に進行する予定であり、当該路面電車の運転者は、当該バスが停車しているのを確認し一旦停車したが、当該バスと接触しないものと判断し進行したため、当該路面電車の左側面と当該バスの右後部が接触した。

(5) 乗合バスが対向してきたワゴン車と衝突した事故

3月1日(木)午前5時5分頃、埼玉県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客6名を乗せて運行中、対向してきたワゴン車と衝突した。

この事故により、当該ワゴン車の乗員のうち1名が死亡、4名が重傷を負い、当該バスの乗客1名が軽傷を負った。

事故当時、事故現場付近の道路は凍結していたため、当該ワゴン車がスリップし、センターラインを越えて対向車線にはみ出した模様。

(6) 貸切バスが対向してきた乗用車と衝突した事故

2月24日(金)午後9時20分頃、愛知県において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客26名を乗せて片側二車線の道路の右側の車線を走行中、丁字

路交差点を通過しようとしたところ、対向からきた乗用車と衝突し、このはずみで当該バスは左側の車線を走行していた別の乗用車と接触した。その後、当該バスは中央分離帯を乗り越えて反対車線を塞ぐ形で停車した。

この事故により、当該バスの乗客13名とそれぞれの乗用車の運転者が軽傷を負った。

事故現場の交差点は、当該乗用車からみて右折した先に道路はないことから、当該乗用車はUターンしようとした模様。

(7) 貸切バスが高速道路で作業車に追突した事故

2月25日(土)午前4時頃、福島県の高速道路において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客約40名を乗せて運行中、時速約50キロメートルで走行しながら作業を行っていた作業車に追突した。

この事故により、当該バスの運転者が重傷、乗客23名が軽傷を負った。

当該バスは、片側二車線のうち左側の車線を、降雪による速度規制で時速80キロメートルのところ、時速90キロメートルで走行中に、当該バスの運転者は、同一車線上の作業車を追い越すために、右側車線の後方の車両に気を取られたため、前方不注視になった模様。

なお、当該作業車は午前3時半頃から、事故現場付近の走行車線で凍結防止剤をまく作業を行っていた。

この事故で、当該道路の一部区間が4時間半の通行止めとなった。

(8) タクシーが道路から土手へ転落した事故

2月25日(土)午前1時25分頃、島根県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客2名を乗せて運行中、右折をして橋を渡る際、当該タクシーの運転者(男性、62歳)は、橋の欄干を確認したため当該橋に車道があるものと思い込み、歩行者専用の橋のそばを右折したところ、当該タクシーは道路逸脱し土手を約3m転落した。

この事故による負傷者はなし。

事故当時、当該タクシーの運転者は、一つ先の自動車が走行可能な橋を渡る予定だったが、進行方向をよく確認せず、一つ手前の歩行者専用の橋の欄干を走行予定の橋の欄干と思い込んだ模様。

また、当該橋の下を流れる川の幅は約20メートルあるが、事故当時の水量はほとんどなく、当該タクシーは浸水しなかった。

事故現場周辺は、街灯がなく暗かった。

(9) タクシーが道路を横断中の歩行者を撥ねた事故

2月29日(水)午前7時55分頃、秋田県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、交差点を通過しようとしたところ、右側から左側に横断していた歩行者を撥ねた。

この事故により、撥ねられた歩行者が死亡した。

- ⑤ 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

*バス

- (2) 乗務員に対して、高齢者、障害者等災害時要援護者の乗客に留意し、他の乗客の理解を得て優先席等の使用を促すとともに、特に車内事故の発生原因となる発車時及び停車時の離着席及び車内移動について注意喚起するよう指導することにより、高齢者や障害者等災害時要援護者の車内での転倒事故防止に努めること。
- (3) 鉄道輸送が困難な場合のバスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すること。

*レンタカー

- (4) 降積雪期における道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保等の留意事項について、利用者に対し周知するよう努めること。

*バスターミナル

- (5) 気象情報（大雪や暴風雪等に関する警報・注意報を含む）や施設内における降雪状況を適時に把握し、施設内の除雪等を安全かつ適切に行うこと。
- (6) 除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制について再確認の徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。

*自動車道

- (7) 気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）や道路における降雪状況を適時に把握し、道路の除雪等を安全かつ適切に行うこと。
- (8) 各出先機関や委託業者も含め、除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制及び復旧体制について、再確認及び徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。
- (9) 雪崩等の危険箇所の状況について、専門家の協力を得るなどにより点検を行うとともに、危険防止のため必要と認めるときは直ちに通行規制の措置を執るなど、迅速かつ適切に対応すること。
- (10) 降雪や雪崩等により道路の交通障害や災害が発生した場合は、関係機関等との連携を図り、迅速な復旧を図るよう対応すること。また、特に豪雪時においては、関係機関が連携して情報共有を図る情報連絡本部を設置するなど、安定した道路交通の確保に向けた、より緊密な連携体制を確保するとともに、道路利用者等に対する適時適切な情報提供に努めること。



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 （ www.mlit.go.jp/RJ/ ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30~12:00 13:00~17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

